

社会福祉法人泰生会

役員等退職金（退任慰労金）及び功労金に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人泰生会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に対する退職金（退任慰労金）及び功労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規定において、役員等とは、役員及び評議員をいう。

3 この規定において、役員等の区分は、理事長、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員に分かれるものとする。

（退職金の支給対象）

第3条 役員等が第6条に定める支給基準に該当した場合には、その者（本人が死亡した時はその遺族）に、第4条に定める金額に基づき退職金（退任慰労金）を支給する。

2 役員のうち使用人兼務理事については本規程を採用しない。

（退職金（退任慰労金）の額）

第4条 理事長及び常勤の理事の退職金（退任慰労金）は、その者が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出された額を合計して得た額とする。

計算式：退職時における報酬月額（諸手当除く）×在任年数×別表1に記載の係数

別表1

役位	係数
理事長	3.0
理事	2.0

2 非常勤の理事、非常勤の監事の退職金（退任慰労金）は、別表2の通りの額とする。

別表2

在任期間	支給金額
5年～9年	200,000円
10年以上	500,000円

3 非常勤の評議員の退職金（退任慰労金）は、別表3の通りの額とする。

別表3

在任期間	支給金額
3年以上	100,000円

4 退職金（退任慰労金）の支給額は、前各項の規定により計算したうえで、理事会及び評議員会で議決し決定する。

（在任年数の算出）

第5条 在任年数は役員等に就任した月から起算し、退職の月までとし、1年未満の端数は切り上げるものとする。

（退職金の支給基準）

第6条 役員等が次の事由により退職する場合は、第4条に定める退職金（退任慰労金）を支給する。

- ① 死亡による退職
- ② 傷病による退職
- ③ 任期満了による退職
- ④ 自己都合で辞任を申し出、辞任届が理事長に受理された退職

2 役員等が在任期間の途中で自己都合により退職し、他の役員等の推薦や要請により再度役員等に就任した場合は、自己都合で退職した時点で第4条に定める退職金（退任慰労金）を支給し、再び退職する際には前項に定める理由に関わらず退職金（退任慰労金）は支給しないものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第7条 第2条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、当該者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(功労金の支給)

第8条 理事長は、役員等のうち、在任期間中に別表4に定める特別の役務に従事し、特に功労があったと認められる者に対し、理事会の決議を経て別表5に規定する金額を功労金として支給することが出来る。ただし、この功労金の支給上限は1,500,000円とする。

別表4

役務内容	支給対象の区分
理事会・評議員会とは別に、月1回以上定期的に理事長より招集される当法人の日々の運営に対して相談・意思決定する会議に参加し、理事長に対して助言・指導・援助などを行う。	理事長、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員

別表5

役務の従事期間	支給金額
5年以上	従事した年数×100,000円

(支給減額及び停止)

第9条 第6条及び第8条に定める退職金(退任慰労金)及び功労金の支給基準に該当する役員等で、在任中に当法人に対し特に重大な損害を与えた者には、支給額を減額または、停止することができる。

2 退職金(退任慰労金)及び功労金の支給によって当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、あるいは支給額を減額または停止することができる。

3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第11条 本規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることができるものとする。

附則 本規程は、2024年3月11日より施行する。